浦添市の人事行政の運営等の状況について

浦添市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年浦添市条例第１号）第４条の規定により職員の任用及び職員数等に関する状況について公表します。

１　職員の任用および職員数に関する状況

（１）採用及び退職の状況（平成24年度）

区　分	採用（人）	退　職（人）			
		定　年	勧　奨	その他	合　計
市長部局等	38	17	6	4	27
教育委員会	9	8	1	0	9
水　道　部	0	5	0	0	5
合　　計	47	30	7	4	41

（２）職員数の状況　　（平成25年４月１日現在）

部門	区分		職員数 24年	職員数 25年	増減数	主な増減理由 （ ）書は人口10,000人あたり職員数
普通会計部門	一般行政	議会	8	8	0	
		総務	140	141	1	プロジェクト解散による２減、市民課主幹１減、病気休暇２増、組合派遣１増、プロジェクト解散後の調整１増
		税務	45	44	△ 1	過配職員１減
		労働	1	3	2	雇用創生係の新設による２増
		農林水産	5	5	0	
		商工	7	5	△ 2	雇用創生係の新設による２減
		土木	95	91	△ 4	欠員２（区画整理課・美らまち推進課）、事務見直しよる２減（区画整理課・道路課）
		民生	123	128	5	分課による１減、保育所民営化調整担当１減、退職不補充１、地域福祉計画担当１増、指導監査担当１増、福祉課分課による３増、保護ワーカー２増、新規調査員１増
		衛生	45	41	△ 4	一部介護保険特会へ業務移管による４減（地域支援課）
		計	469	466	△ 3	（人口10,000人あたり職員数　40.97人　　）
	特別行政	教育	137	135	△ 2	文化課欠員１、調理場民営化経過に伴う１減
		消防	97	96	△ 1	消防長が消防職から昇任による欠員１
	小計		703	697	△ 6	（人口10,000人あたり職員数　61.27人　　）
公営企業等	水道		40	38	△ 2	退職不補充１、業務見直しによる１減
	下水道		14	14	0	
	その他		43	47	4	衛生部門からの業務移管による４増
	小計		97	99	2	
合　　計			800	796	△ 4	（人口10,000人あたり職員数　69.98人　　）

（注）　職員数は、一般職に属する職員数で地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

２　職員の競争試験及び選考の状況

採用試験の実施状況（平成24年度）　（単位：人、倍）

採用試験の実施状況（平成24年度）　（人）

職種	申込者数	一次試験 受験者数A	二次試験 受験者数	最終合格者数 B	倍率 (A/B)
一般行政職	441	308	44	27	11.4
社会福祉士職	32	22	3	1	22.0
情報技術職	16	14	3	1	14.0
土木技術職	28	16	5	4	4.0
建築技術職	14	8	1	1	8.0
幼稚園教諭職	45	41	7	4	10.3
保育職	18	13	3	1	13.0
消防職（救急救命士）	19	9	3	1	9.0
臨床心理士職	4	3	2	1	3.0
合　　計	617	434	71	41	10.6

3　職員の給与の状況

浦添市の給与・定員管理等について

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（24年度末）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）23年度の人件費率
24年度	人 113,752	千円 42,431,116	千円 857,541	千円 6,192,007	% 14.6	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
24年度	人 702	千円 2,446,180	千円 431,788	千円 874,567	千円 3,752,535	千円 5,345

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

区　分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
25年度	39.7歳	294,200円	343,300円			

（注）1 「給料月額」とは、4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均である。

(4) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区　分		浦　添　市		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

（注）国家公務員欄は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区　分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	267,800円	312,700円	369,600円
	高校卒	220,600円	275,600円	322,800円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況（平成25年4月1日現在）

区　分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部　長	課　長(困難)	課　長	係　長(困難)	係　長 主　任	主事(高度)	主　事 主事補	
職員数(人)	11	31	24	117	144	54	108	489
構成比(%)	2.2	6.3	4.9	23.9	29.4	11.0	22.1	100.0

（注）1 浦添市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 職員手当の状況

	浦　添　市		国	
期末手当 勤勉手当	(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分	1.35月分	2.60　月分	1.35月分
	一人当たり平均支給額(24年度決算)		―	
	1,245 千円			

	浦　添　市			国		
退職手当	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%から20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%から20%加算	
	退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無	
	一人当たり平均支給額	17,191千円	25,891千円	―		

(注)　一人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

	区　　分		全　職　種
特殊勤務手当	支給実績(24年度決算)		19,584 千円
	支給職員一人当たり平均支給年額(24年度決算)		52,800円
	職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		28.49%
	手当の種類(手当数)		11手当
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	徴税手当、建築主事手当、社会福祉業務手当等
		支給対象職員数の多い手当	災害応急作業等手当、消防業務手当、保育士手当等
時間外勤務手当	24年度決算	支給実績	139,387 千円
		職員一人当たり支給年額	199 千円
	23年度決算	支給実績	146,551千円
		職員一人当たり支給年額	209千円

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者　13,000円 その他　6,500円	同	―
住居手当	借家　27,000円限度	同	―
通勤手当	通勤距離2km以上の職員 定額制	異	距離区分及び支給額(県と同)

(8) 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区　　分		月　額	区　　分		平成24年度支給割合
給　料	市　長	909,000円	期末手当	市　長	2.95月分
	副市長	753,000円		副市長	
	教育長	679,000円		教育長	
報　酬	議　長	539,000円		議　長	2.95月分
	副議長	482,000円		副議長	
	議　員	454,000円		議　員	

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）一般職員の勤務時間（平成24年度）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分	廃止	土・日曜日

(2) 年次休暇の状況（平成24年４月1日から平成25年３月31日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数	使用率
15,989 日	6,755.1 日	463 人	14.6 日	42.2 %

(3) その他の休暇制度の状況

特別有給休暇

特別有給休暇の範囲	有給の期間
1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定による交通の制限又は遮断の場合	その理由の発生している期間
2　風水震火災その他非常災害による交通遮断の場合	その理由の発生している期間
3　風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
4　交通機関の事故等の不可抗力の場合	その理由の発生している期間
5　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間
6　選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
7　市の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)した場合	その都度必要と認める期間
8　職域又は市若しくは沖縄県の代表として諸行事に参加する場合	その都度必要と認める期間
9　負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合、第10項及び第13項に掲げる期間を超えるつわり及び生理の場合を含む。)の場合	(1)　医師の証明書等に基づき イ　公務に起因する場合　療養に必要な全期間 ロ　結核性疾患の場合　1年の範囲内でその療養に必要な期間(その期間が1年に満たない場合において、その療養期間満了の日から起算して6月以内に再び結核性疾患により療養を要するときには、前に与えた療養期間は、これを通算する。) ハ　ロ以外の私傷病　90日の範囲内でその療養に必要な期間 (2)　前号に掲げるもののほか、医師にかかる必要もない軽い病気 1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、次の表に掲げるとおりとする。) 採用の月：４月 5月 6月 7月 8月 9月 日数：10日 9日 8日 8日 7日 6日 採用の月：10月 11月 12月 1月 2月 3月 日数：5日 4日 3日 3日 2日 1日
10　妊娠障害休暇	10日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間

<table>
<tr><td>11　職員の分べんの場合</td><td>医師又は助産婦の証明等に基づく分べん予定日以前8週間目に当たる日から分べん後8週間目に当たる日までの期間(多胎妊娠の場合は産前産後各14週間)内で必要な期間</td></tr>
<tr><td>12　妊娠中の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</td><td>妊娠23週(6月末)(1月は28日として計算する。以下この項において同じ。)までは4週間に1回、妊娠24週(7月)から35週(9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(10月)から分べんまでは1週間1回としてその都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>13　生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合</td><td>2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>14　生後1年に達しない生児を育てる場合</td><td>1日90分とし、2回以内(土曜日は1回とし、60分以内とする。)</td></tr>
<tr><td>15　職員が結婚する場合</td><td>1日を単位として5日</td></tr>
<tr><td>16　職員の配偶者が分べんする場合</td><td>分べん前後各3週間以内において1日を単位として5日</td></tr>
<tr><td>17　忌引の場合</td><td>
<table>
<tr><th>死亡した者</th><th>血族</th><th>姻族</th></tr>
<tr><td>(1)　配偶者(婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)</td><td>10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)　父母</td><td>7日以内</td><td>3日以内</td></tr>
<tr><td>(3)　子</td><td>5日以内</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>(4)　祖父母</td><td>3日以内</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>(5)　孫</td><td>1日</td><td></td></tr>
<tr><td>(6)　兄弟姉妹</td><td>3日以内</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>(7)　伯叔父母</td><td>1日</td><td>1日</td></tr>
</table>
備考
1　生計を一にする場合は、血族に準ずる。
2　祖父母、伯叔父母を代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、7日とする。
3　忌引日数は任命権者が承認した日から計算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。</td></tr>
<tr><td>18　父母、配偶者又は子の祭しを行う場合</td><td>1日(17の項の備考3を準用する。)</td></tr>
<tr><td>19　夏季休暇</td><td>一の年度の5月から10月までの期間において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>20　妊婦の通勤緩和休暇</td><td>1日2回　1回30分</td></tr>
<tr><td>21　職員の家族の看病を要する場合</td><td>通院の場合　1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、9の項第2号の表を準用する。)</td></tr>
<tr><td>22　職員の子供が予防接種を受ける場合</td><td>その都度半日以内</td></tr>
<tr><td>23　職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>24　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</td><td>1日を単位として継続し、又は分割して1年度5日以内</td></tr>
</table>

(1)　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2)　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が認めるものにおける活動 (3)　(1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
25　男性職員の育児参加休暇(職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	当該期間内における5日
26　短期介護休暇（負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護や必要な世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められるとき）	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）

介護休暇（無給）

適　用　範　囲	期　間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

5　職員の分限及び懲戒の状況

（１）分限処分の状況（平成24年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	0人	16人	0人	16人

（２）懲戒処分の状況（平成24年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

6　職員の服務の状況

営利企業等の従事許可の状況（平成24年度）

区　分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	6件	6件

7　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（1）職員の研修の状況

平成24年度 研修実施総括表

研　修　名	一回当たりの日数	一回当たりの時間	回　数	修了人数
新規採用職員研修	10	75	1	44
新規採用職員フォロー研修	3	21	1	43
初級職員研修	2	14	1	25
中級職員研修	2	12.5	1	20
小　計	17	122.5	4	132
管理職対象文書取扱事務研修	1	3	1	68
セクシュアル・ハラスメント防止研修	1	1.5	1	87
財務会計研修	1	6	1	288
公務員倫理研修	1	1.5	1	28
クレーム対応研修	1	3	1	62
OpenOffice研修（中級編）	1	2	10	95
一般職対象文書取扱事務研修	1	2	1	53
メンタルヘルス研修	1	3	1	35
方言講座（入門編）	1	1	5	24
情報セキュリティ研修	1	2	1	46
例規制定事務研修（基本編）	1	3	1	60
普通救命講習Ⅰ	1	3	1	47
小　計	12	31	25	893
自治大学校派遣（2部）				1
自治大学校派遣（3部）				1
内閣府派遣研修				1
市町村アカデミー派遣研修				17
全国市町村国際文化研修所派遣研修				10
地方公務員海外派遣研修				2
沖縄県自治研修所派遣研修				60
自治体職員政策形成セミナー				2
NOMAキャリアアップ・フォーラム				4
小　計				98
自主研究グループ　6グループ				83
部局研修助成　2箇所				70
通信教育				1
小　計				154
総　合　計	**29**	**153.5**	**29**	**1277**

（２）勤務成績評定の状況
平成20年度より引き続き平成24年度も「人材育成のための人事評価制度」の試行を継続。

８　職員の福祉及び利益の保護の状況
(1)　健康診断の状況（平成24年度）

区　分	内　容	対象者	受診者	備　考
職員健康診断	集団検診	人間ドック受診以外の職員	182名	
	人間ドック	共済助成分の希望者及び自己負担受診者	544名	共済、厚生会助成金及び自己負担金（派遣先２名含む）
	脳ドック	共済助成分の希望者	62名	共済、厚生会助成金及び自己負担金
	PET 検診	希望者	10名	共済、厚生会助成金及び自己負担金
	肝炎ウィルス検査	希望者	20名	
	胃検診	共済助成分の希望者	4名	共済助成と厚生会助成金
	大腸ガン検診	共済助成分の希望者	16名	共済助成と厚生会助成金
高気圧検査	高気圧酸素業務検査	消防職員（水難救助隊員）	20名	

未受診者　19名	一般職員	10名
	私傷病・休職中職員	5名
	産休及び育児休暇職員	4名

(2)　保健活動（平成24年度）
職員健康診断事後指導の実施
診断結果に基づき産業医・健康管理嘱託員の指導実施
1　健康相談
産　　業　　医　　125件
健康管理嘱託員　　446件

2　保健室利用件数　　2,024件

(3)　健康講演会及びミニレクチャー（平成24年度）　1回

(4)　地方公務員災害補償状況（平成24年度）

区　　分	公務災害	通勤災害
認定件数	0件	1件

(5)　厚生会の状況（平成24年度）

市負担金	会員数
給料総額の5/1000（職員掛金同率）	805人

市負担金による主な事業		職員掛金による主な事業	
給付事業	傷病見舞金等　38人	給付事業	入学祝金・健康増進奨励金等 295人
文化教養事業	未実施		
自主選択事業	能力開発補助等　804人（職員掛金半額充当）	文化体育事業	サークル助成等　248人
保健予防事業	人間ドック補助等　981人		